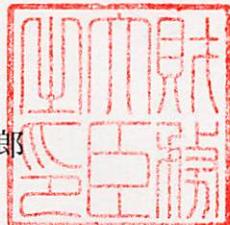


財秘第2176-2号
平成30年5月18日

行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所 弁護士山中理司様

財務大臣 麻生 太郎



平成30年4月17日付の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

平成29年4月1日から平成30年4月11日までの間に、財務省が銀座総合法律事務所から受領した弁護士報酬の請求書（時間制報酬の明細が分かる文書を含む。）

2 不開示とした理由

「弁護士報酬の請求書」については、財務省において作成・取得しておらず、文書の保有が確認できなかつたため不開示決定とした。

* この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、財務大臣に対し審査請求することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担当課等

大臣官房秘書課服務第一係

TEL : 03 (3581) 4111 (内2072)

大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室 TEL : 03 (3581) 4111 (内5623)